

豊川市監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、医療法人信愛会から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年6月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

監査結果に基づく措置通知書（医療法人信愛会）

監査実施期間 平成26年10月10日から

豊川市監査公表第60号分

平成26年11月6日まで

指摘事項	措置状況
<p>(改善事項)</p> <p>1 音羽デイサービスセンターの指定管理基本協定書について、次の不履行があったので、是正されたい。</p> <p>(1) 本業務以外の収入が、第6条第3項に規定する本業務の固有の銀行口座に、計上されていた。</p> <p>(2) 持込備品を本業務に使用しているが、第21条第2項に規定する承認を受けていない。</p> <p>(3) 本業務の一部（給食サービス）を第三者に委託しているが、第8条第2項に規定する承諾を受けていない。</p> <p>(4) 役員等に異動があったが、第26条第4号に規定する報告がされていない。</p> <p>(5) 業務遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償保険に加入しているが、第34条第3項に規定する保険証券等を提示していない。</p>	<p>1 左記指摘事項について、以下のとおり是正した。</p> <p>(1) 監査執行後すみやかに、協定書第6条第3項の規定に基づき、本業務以外の収入が当該業務の固有の銀行口座に計上されないよう経理担当者を指導するとともに、平成27年3月6日に指導内容の履行を確認し、市所管部署に本業務の収入を適切に管理していることを報告した。</p> <p>(2) 平成26年11月13日に、協定書第21条第2項の規定に基づき、市所管部署に対し、持込備品に係る申請書を提出し、承認を受けた。</p> <p>(3) 平成27年4月1日に、協定書第8条第2項の規定に基づき、市所管部署に対し、本業務の一部（給食サービス）の再委託にかかる申請書を提出し、承諾を受けた。</p> <p>(4) 平成27年3月27日に、協定書第26条第4号に基づき、市所管部署に対し、異動のあった役員の報告をした。</p> <p>(5) 平成27年1月14日に、協定書第34条第3項に基づき、市所管部署に対し、業務遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償保険の証券を提示した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年6月5日現在のものである。